

2020年度立命館大学+R Challenge 奨学金 法学部 募集要項

はじめに

立命館大学では、R2020 までの中期的な学園ヴィジョンにおいて、1人ひとりの学生が正課・正課外での様々な学習を通して、「専門的素養」と「Border を超える力＝人間的成長」を獲得することを目指し、学生モデルとして「学びの立命館モデル」をかかげています。大学の奨学金制度は、その実現を支え、励ますしくみとして位置づけられます。

+R Challenge 奨学金は、各学部において正課の成績が良好であり、学部の専門学習、全学共通教育（教職教育・教養教育・外国語教育など）、留学や国際的な学習を通して、問題意識を持ち、それを発展させて学習テーマを追求しようとする学生の学習プロセスを支援することにより、周囲の学生の学びと成長の模範となることを奨励することを目的としています。

法学部では、本要項に基づき募集・選考を行います。

1. 法学部が+R Challenge 奨学金において求める学生像

- (1) 法学・政治学の諸分野への関心を深め、自ら設定した目標に向かって系統的に学び、主体的に自らの進路を切り開く意欲を有する学生
- (2) 法学・政治学に関する確かな基礎学力と専門分野に関する豊かな知識を有する学生
- (3) 「平和と民主主義」の教学理念に照らして法化社会における規範の在り方を主体的に考え、自らの考え方を的確に表明しないしは行動に移すことのできる学生

2. 採用人数

2 回生～4 回生：総計 9 名の募集枠の範囲で運用する

3. 給付金額

1 学生あたり 15 万円

4. 募集

春に、募集を行います。

出願受付期間は、以下のとおりです。

5 月 15 日（金）～6 月 4 日（木）

5. 出願

奨学金の受給を希望する者は、期日までに所定の出願書類を法学部長に提出してください。

6. 出願資格

+R Challenge 奨学金に出願できる者は、次の資格を満たす者とします。

- (1) 出願時に在学しており、前年度に在学または留学していた者
- (2) 成績基準
 - ①前年度春学期もしくは前年度秋学期に修得した卒業に必要な単位のGPAが上位1/2以上であること（「春学期のGPAが上位1/2以上」もしくは「秋学期のGPAが上位1/2以上」）。
※5月14日（木）に基準となるGPAをmanaba+Rで公表します。
 - ②前年度までの学部基礎科目の単位を以下の通り修得していること
2回生：12単位以上
3回生：16単位以上
4回生：16単位以上
*留学等の事情で学部基礎科目を修得できなかった学期がある場合には、履修できなかった学期の割り当て分（第1学期6単位、第2学期6単位、第3学期4単位）を必要単位数から控除する。
 - ③前セメスターに専門科目を以下の通り修得していること
2回生：前年度に専門科目20単位以上
3回生：前年度に専門科目30単位以上
4回生：前年度に専門科目28単位以上
- (3) 立命館大学学則第57条による停学の懲戒を受けた者は、懲戒の期間が含まれる年度の出願をすることができません。
- (4) 本奨学金は、卒業時まで2回まで受給することができます。

7. 出願書類

7-1. 申請書に記載する項目

- (1) 奨学金を得ようとする目的
- (2) これまでの学習・学生生活で学びえたこと
- (3) 活動計画
- (4) 期待される効果
- (5) 成果の学部教学への還元等

7-2. 申請書に記載する内容

- (1) 奨学金を得ようとする目的

本奨学金は、学部の専門学習、全学共通教育（教職教育・教養教育・外国語教育など）を通して得た問題意識や関心を基礎に、それを発展させて学習テーマを追求しようとする活動・学習プロセスを支援するものです。このため、「奨学金を得ようとする目的」は、たと

例えば法学部が想定する学生像の「主体的に自らの進路を切り拓く意欲」も評価の対象となりますので、①進路との関係で、自主的で自律的な学習計画を立て、資格試験・公務員試験などへのチャレンジを続けること（上記学生像1・2に相当）や、②「他者と共に学び、相互の信頼と共感のなかで、一人ひとりが自己を確立していく」ため、自主ゼミや自主企画演習を企画組織し、学習に邁進しているという実績や学習計画を立てること（上記学生像1・2に相当）、③学内外の法律学・政治学に関する懸賞論文募集などにチャレンジし、これからもさらに学習・研究に努めようとする（上記学生像2・3に相当）などもその内容となります。もちろん、正課の学びから問題意識を持ち、④さらに留学等の国際的な学習を目指し、「国際社会における多文化共生と社会的な視野をもって判断し行動していく」こと（上記学生像2・3に相当）や、⑤社会や地域との連帯を目指し、「社会とのかかわりの中で活動し、社会貢献を通じて成長していく」ことも内容となります（上記学生像2・3に相当）。

記載すべきは「奨学金を得ようとする目的」ですから、上記の活動が奨学金を得ることによってどのように到達目標水準が向上するかを記載することになります。

たとえば、進路との関係で、自主的で自律的な学習計画を立て、資格試験・公務員試験などへのチャレンジを続けることを活動目的として記載した場合、奨学金を得ることで、アルバイトの時間を減らし、学習時間を確保できるとか、必要な文献を購入するなど、学習計画を達成する上で奨学金を得ることがどのように資するのかを記載する必要があります。なお、予備校などWスクールの学費に充当するというような学習計画は、学費を基礎とする奨学金であることや正課との連関から給付が決定される奨学金であることとの関係性からは好ましくありません。

（2）これまでの学習・学生生活で学びえたこと

奨学金を得ようとする目的の前提・基礎となる学習・学生生活で学びえたことを記載して下さい。

（3）活動計画

奨学金を必要とする活動に関する目的がどのように達成されるか、奨学金の受給年度にどのような活動をするのかを具体的に記載して下さい。

（4）期待される効果

奨学金を得たことの効果ではなく、目的・活動計画で述べた活動がどのような効果を自身に与えるのか記載して下さい。

（5）成果の学部教学への還元等

奨学金は大学の資金から拠出されるもので、そもそもは皆さんの学費から拠出されているわけです。この観点からは奨学金を得て受給候補者のさらなる学習の展開や成長が法学部の教学（教育活動や学生の主体的な学び）への還元（例えばESへの応募など）や立命館学園での活動（国際平和ミュージアムのボランティア活動など）に還元されることが必要です。一人ひとりの活動として完結するのではなく、他者を巻き込む活動へとつながることを意識して応募して下さい。

8. 応募方法

(1) 提出物

- ・ 所定の申請書
- ・ 所定の専門科目申請用紙

(2) 提出期日

6月4日（木）17：00

(3) 提出先

法学部事務室

9. 選考基準および方法

以下の選考基準にもとづいて得点化し、得点の高い者から順に採用します。本奨学金の選考にあたり、法学部では特に正課における専門科目の学びを重視します。

(1) 成績

- 2 回生：前年度に取得した専門科目 20 単位分を申請し、その GPA で評価する
- 3 回生：前年度に取得した専門科目 30 単位分を申請し、その GPA で評価する
- 4 回生：前年度に取得した専門科目 28 単位分（他学部受講を除く）を申請し、その GPA で評価する

(2) 活動実績

(3) 達成目標の明確性

(4) 活動計画の具体性および実現可能性

10. 結果の通知

法学部長は、奨学生に対して、6月19日（金）に受給の決定および受給の手続きを manaba+R にて通知します。

11. 奨学生の公表

学部・学科・氏名をホームページ（学内のみ）で公表します。

12. 奨学生に求める役割・義務等

奨学生は、以下のことを行うことを義務づけます。

(1) 学習成果報告書の提出

(2) 大学から求められた場合、活動報告会等における発表（ポスター発表等）

13. 給付方法

手続きを完了した者に対して、給付金額全額を一括して給付します。給付は、本人名義

の銀行口座への振込みにより行います。

14. 給付の取消

学籍を失ったとき、停学の懲戒を受けたとき、正当な事由なく奨学生としての義務を果たさなかったときなどには、給付を取り消し、返還を求めることがあります。

詳細は、規程を確認してください。

15. 他の学内奨学金との併給について

+R Challenge 奨学金は、西園寺記念奨学金（成績優秀者枠）、アスリート・クリエーター育成奨学金、スポーツ能力に優れた者の特別選抜入学試験特別奨学金、文化・芸術活動に優れた者の特別選抜入学試験特別奨学金、立命館大学+R 校友会未来人財育成奨学金（成長支援）と、同一年度に併給することはできません。

16. その他

学外奨学金との併給可否については、各奨学金の規程等を確認してください。

以上